

入札公告

令和5年度北川村広報紙「広報きたがわ」制作等委託業務について、次のとおり、公募型プロポーザル方式により行う。

令和5年3月27日

北川村長 上村 誠



1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度北川村広報紙「広報きたがわ」制作等委託業務

(2) 業務内容

北川村行政広報紙「広報きたがわ」の制作に係るレイアウト、校閲、印刷、発行等に
係る業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たした者は、この入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手續が開始された後に、北川村が定める手續に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあっては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基
づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 北川村における「競争入札参加資格者登録名簿」に登録されている者であること。

(4) 入札公告の日から入札の日までの間に、指名停止等の措置を受けていない者であるこ
と。

(5) 入札の日までに、北川村から、「北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する
規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規則第2条第2項第5号
に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、この入札説明書に示した入札参加資格要件を満
たす者であること。

3 入札説明書等を示す場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒781-6441

安芸郡北川村野友甲 1530 番地

北川村役場 総務課

電話番号 0887-32-1212

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる公布の場合

令和5年3月27日(月)から4月4日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる公布の場合

令和5年3月27日午前9時から4月4日午後5時までの間に北川村役場のホームページ(<http://www.kitagawamura.jp/>)で交付する。

(3) 見積書等の提出期限及び場所

ア 日時

令和5年4月4日(火)午後5時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年4月4日(火)午後5時までに(1)の場所に必着すること。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本語通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

北川村財務規則(昭和44年1月28日規則第2号。以下「規則」という。)第84条、84条の2、第97条及び第98条の規定による。

(3) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第89条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(7) 詳細は、入札説明書による